

災害救助法「被災した住宅の応急修理」制度に関するダイジェスト

熊本市 | 住宅政策課 2025.0812 時点

※本資料は、当該制度に関するキーポイントについて、内閣府のウェブ掲載情報等を抜粋したダイジェスト情報です。

内閣府ウェブ（防災担当）ホームページから引用 →https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b2.pdf

災害救助法の制度概要 (令和7年7月版)

※ 本資料は、「災害救助事務取扱要領」を補完する資料であり、「災害救助事務取扱要領」と併せてご覧いただくようお願いします。



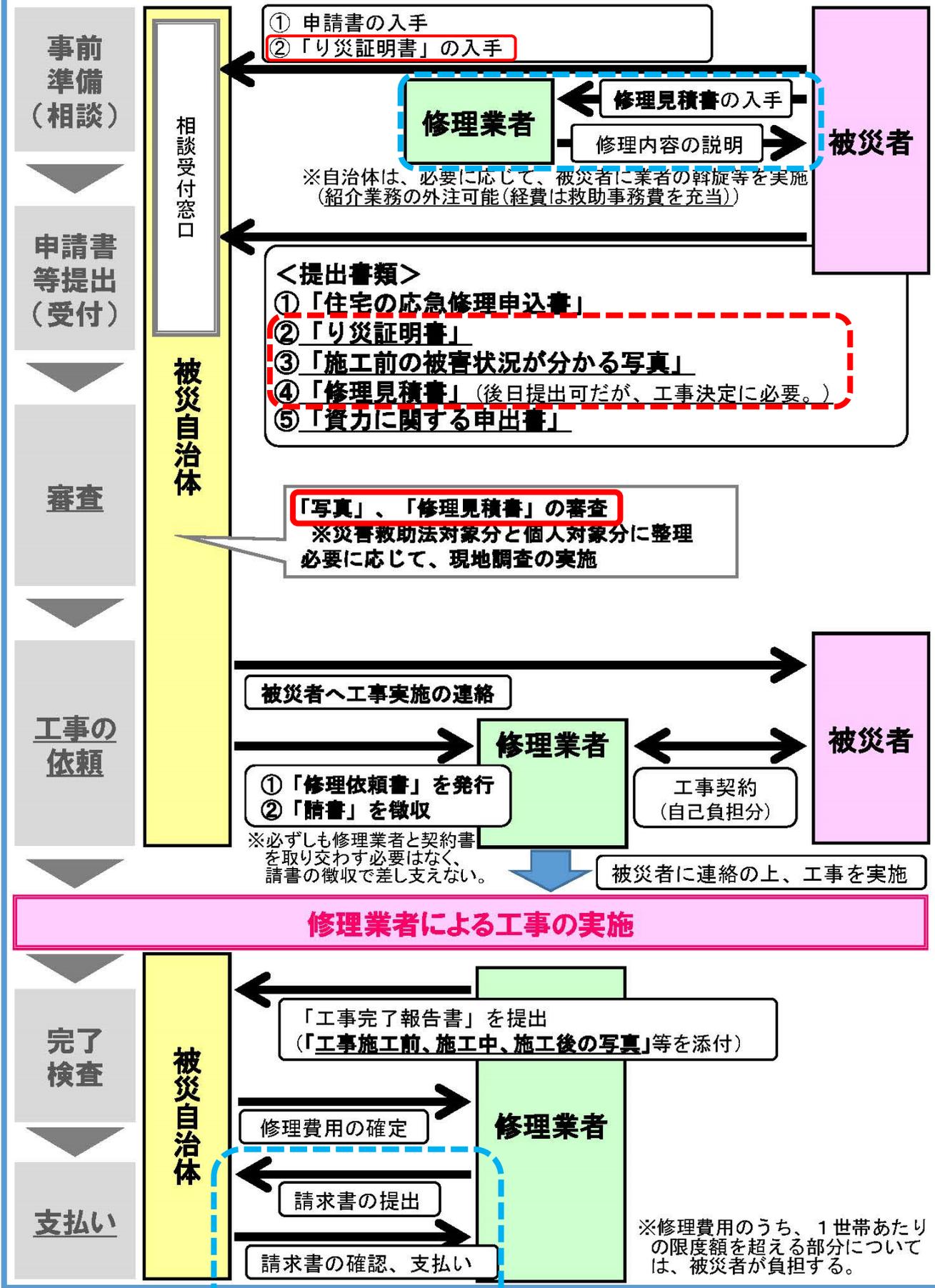
内閣府政策統括官（防災担当）

避難生活担当、被災者生活再建担当、普及啓発・連携担当

災害救助法の制度概要 目次

災害救助法の制度概要	4	ページ
災害救助法の適用基準	9	ページ
災害救助法の基本原則	24	ページ
災害救助基金の概要	27	ページ
救助実施市の指定	32	ページ
災害救助法の救助項目及び救助の程度、方法及び期間	36	ページ
2 応急仮設住宅の供与	54	ページ
5 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	83	ページ
6 医療・助産	90	ページ
7 被災者の救出	96	ページ
8 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	99	ページ
8 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	112	ページ
9 学用品の給与	136	ページ
10 埋 葬	140	ページ
11 死体の捜索	143	ページ
12 死体の処理	146	ページ
13 障害物の除去	149	ページ
14 災害が発生するおそれがある場合による避難所の供与等	162	ページ
15 輸送費及び賃金職員雇上費、実費弁償、特別基準に関する処理	167	ページ
16 救助事務費	178	ページ
17 災害対応車両登録制度	182	ページ

災害救助法に基づく応急修理



(令和7年度) 住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊※1)
対 象 者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯） ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（大規模半壊世帯）	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者（準半壊世帯） ※1「令和元年台風第19号」等を契機に、令和元年の災害分から「準半壊」を支援対象に追加
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 739,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 358,000円以内
救助期間※2)	災害発生の日から3カ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）	災害発生の日から3カ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）

※2 下線部は特別基準の設定が可能なもの。「費用の限度額」については、特別基準の設定は「不可」。

過去の応急修理の限度額

	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
半壊以上	520,000円	547,000円	567,000円	574,000円	584,000円	595,000円	655,000円	706,000円	717,000円
準半壊	-	-	-	-	-	300,000円	318,000円	343,000円	348,000円

被害の程度※3)	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※3 「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号）による。

119

修理前の被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

被災者の中には被災前の写真を撮影しないまま、住宅の清掃や修理を行い、写真を撮り忘れて申請が出来ず、修理申請を諦めてしまうケースもあると聞く。

清掃や修理をしてしまったからでは、正確な被害が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して修理前の写真撮影を必ず行うよう周知徹底していただきたい。

住宅に被害を受けた皆様にお願ひ！

カメラがなければスマホでも構わないので、必ず被災住宅の写真を撮影してください。

121

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。

内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たった際の留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による濡れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなります。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをまいた場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

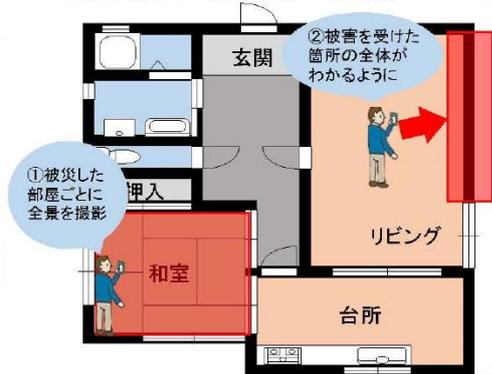
- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



122

(参考) 被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、**修理前、修理中、修理後の写真撮影**を行うよう周知徹底願いたい。

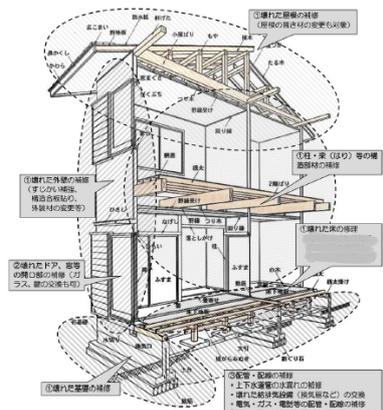
○ 修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

- (1) 外 観（亀裂、剥がれ、歪みなど）
 - ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
 - ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
 - ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影
- (2) 室 内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）
 - ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
 - ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
 - ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影
- (3) 設 備（破損、故障など）
 - ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
 - ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。自分で撮影できない箇所等は施工業者に撮影して貰うなどすること。



カメラ・スマホなどで4方向から撮影



<注意点>
①-⑧は優先順を記します。

123

※本制度（応急修理）の実施に際しては、写真提出が必要となりますので、まずは修理前（被災状況）の写真撮影をお願いします。

※ほか、対象となる要件や手続きの詳細等については、国（内閣府）や熊本県等と協議・調整のうえ、**別途改めてウェブ等で周知します。**

（参考：ご注意ください）

見守り 新鮮情報

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、**屋根のふき替え工事**をしてもらうことになったが

約**200万円**と

高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで**困っていた**こともあり**契約**したが、やはり高額なので解約したい。
(70歳代 女性)



慌てないで！
災害後の住宅修理トラブル

ひとこと助言



日ごろから
情報収集

- 豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。
- 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第343号（2019年7月30日）発行：独立行政法人国民生活センター

災害に便乗した悪質 商法等への注意喚起

（焦らず、落ち着いて！）

被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。

こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

まずは、**修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。**

また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。

125

※熊本市：消費者生活センター ➡096-353-2500

月～金（祝日・年末年始等は除く）9：00～17：00

(市細則：条文等抜粋)

○熊本市災害救助法施行細則

平成 31 年 4 月 17 日・規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条

この規則は、災害救助法、災害救助法施行令及び災害救助法施行規則の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 2 条

政令第 3 条第 1 項の救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。

附 則 (令和 7 年 5 月 30 日規則第 46 号)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

※大項目のみ抽出

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理